⑶　高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「学習指導要領」という。）に示す教科及び科目の「目標」（以下「学習指導要領に示す目標」という。）に従い、学習指導要領に示す科目の「内容」（以下「学習指導要領に示す内容」という。）及び「内容の取扱い」（「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」及び「各科目にわたる内容の取扱い」を含む。以下「学習指導要領に示す内容の取扱い」という。）に示す事項を不足なく取り上げていること。

⑷　本文、問題、説明文、注、資料、作品、挿絵、写真、図など教科用図書の内容（以下「図書の内容」という。）には、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不必要なものは取り上げていないこと。

（心身の発達段階への適応）

⑸　図書の内容は、生徒の心身の発達段階に適応しており、また、心身の健康や安全及び健全な情操の育成について必要な配慮を欠いているところはないこと。

2　選択・扱い及び構成・排列

（学習指導要領との関係）

⑴　図書の内容の選択及び扱いには、学習指導要領の総則に示す教育の方針、学習指導要領に示す目標、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところその他生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのあるところはないこと。

⑵　話題や題材が他の教科及び科目にわたる場合には、十分な配慮なく専門的な知識を扱っていないこと。

⑶　学習指導要領の内容及び学習指導要領の内容の取扱いに示す事項が、学習指導要領に示す標準単位数に対応する授業時数に照らして図書の内容に適切に配分されていること。

（政治・宗教の扱い）

⑷　政治や宗教の扱いは、教育基本法第14条（政治教育）及び第15条（宗教教育）の規定に照らして適切かつ公正であり、特定の政党や宗派又はその主義や信条に偏っていたり、それらを非難していたりするところはないこと。

（選択・扱いの公正）

⑸　話題や題材の選択及び扱いは、生徒が学習内容を理解する上に支障を生ずるおそれがないよう、特定の事項、事象、分野などに偏ることなく、全体として調和がとれていること。

⑹　図書の内容に、生徒が学習内容を理解する上に支障を生ずるおそれがないよう、特定の事柄を特別に強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。

（特定の企業、個人、団体の扱い）

⑺　図書の内容に、特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれのあるところはないこと。

⑻　図書の内容に、特定の個人、団体などについて、その活動に対する政治的又は宗教的な援助や助長となるおそれのあるところはなく、また、その権利や利益を侵害するおそれのあるところはないこと。

（引用資料）

⑼　引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれており、その扱いは公正であること。

⑽　引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などについては、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること。

（構成・排列）

⑾　図書の内容は、全体として系統的、発展的に構成されており、網羅的、羅列的になっているところはなく、その組織及び相互の関連は適切であること。

⑿　図書の内容のうち、説明文、注、資料などは、主たる記述と適切に関連付けて扱われていること。

⒀　実験、観察、実習、調べる活動などに関するものについては、生徒が自ら当該活動を行うことができるよう適切な配慮がされていること。

（発展的な学習内容）

⒁　１の⑷にかかわらず、生徒の理解や習熟の程度に応じ、学習内容を確実に身に付けることができるよう、学習指導要領に示す内容及び学習指導要領に示す内容の取扱いに示す事項を超えた事項（以下「発展的な学習内容」という。）を取り上げることができること。

⒂　発展的な学習内容を取り上げる場合には、学習指導要領に示す内容や学習指導要領に示す内容の取扱いに示す事項との適切な関連の下、学習指導要領の総則に示す教育の方針、学習指導要領に示す目標や学習指導要領に示す内容の趣旨を逸脱せず、生徒の負担過重とならないものとし、その内容の選択及び扱いには、これらの趣旨に照らして不適切なところその他生徒が学習する上に支障を生ずるおそれのあるところはないこと。

⒃　発展的な学習内容を取り上げる場合には、それ以外の内容と区別され、発展的な学習内容であることが明示されていること。

3　正確性及び表記・表現

⑴　図書の内容に、誤りや不正確なところ、相互に矛盾しているところはないこと（⑵の場合を除く。）。

⑵　図書の内容に、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字がないこと。

⑶　図書の内容に、生徒がその意味を理解し難い表現や、誤解するおそれのある表現はないこと。

⑷　漢字、仮名遣い、送り仮名、ローマ字つづり、用語、記号、計量単位などの表記は適切であって不統一はなく、別表に掲げる表記の基準によっていること。

第３章　各教科固有の条件

［国語科］

1　選択・扱い及び構成・排列

⑴　学習する上の配慮による表現内容の改変は最小限にとどめ、原作を尊重していること。

⑵　異本や異版のある作品については、適切な配慮がされていること。

⑶　「現代文Ａ」及び「古典Ａ」においては、特定の文章・作品又は特定の文種・形態などについてまとまりのあるものを取り上げることとし、そのページ数（発展的な学習内容を取り上げているページ数を除く。以下同じ。）が、全体のページ数の２分の１以上を占めていること。

⑷　教材については、学習指導要領第２章第１節第３款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の２の⑴に基づき、適切な配慮がされていること。特に第２款第１「国語総合」の２「内容」の〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に示す事項を学習することができるよう、適切な配慮がされていること。

［地理歴史科（「地図」を除く。）］

1　選択・扱い及び構成・排列

⑴　未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。

⑵　近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること。

⑶　著作物、史料などを引用する場合には、評価の定まったものや信頼度の高いものを用いており、その扱いは公正であること。また、史料及び法文を引用する場合には、原典の表記を尊重していること。

⑷　日本の歴史の紀年について、重要なものには元号及び西暦を併記していること。

2　正確性及び表記・表現

⑴　図、表、グラフ、地図などは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

［地理歴史科「地図」］

1　基本的条件

⑴　基本として次のような地図を取り上げていること。

日本全図、日本地域別詳細図、世界全図、世界大陸別図、世界主要地域詳細図及び両極を中心とした広域図その他の学習指導要領第２章第２節第２款「各科目」において取り扱うこととされている地理的範囲に応じた一般図

⑵　⑴の一般図に関連して、学習上必要な各種の主題図を取り上げていることは差し支えないこと。